

出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律

(平成一七年八月一五日法律第九六号)(衆)

一、提案理由(平成一七年八月二日・衆議院本会議)

塩崎恭久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、国際交流の進展に伴い、出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持し、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする外国人の上陸手続の円滑化を図るため、その上陸の申請に係る特例措置を定めようとするもので、その内容は次のとおりであります。

第一に、出入国管理及び難民認定法第二条第五号口に該当する旅券を所持する外国人であって、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする者のうち政令で定めるものが本邦に上陸しようとする場合においては、同法第六条第一項本文の規定にかかわらず、その旅券には、日本国領事官等の査証を要しないこととしております。

第二に、本案は、二千五年日本国際博覧会の終了の日の翌日から施行することとしております。

本案は、本日法務委員会において全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院法務委員長報告(平成一七年八月五日)

渡辺孝男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院法務委員長提出によるものでありまして、国際交流の進展に伴い、出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持し、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする外国人の上陸手続の円滑化を図るため、その上陸の申請の際に日本国領事官等の査証を要しないこととする特例措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院法務委員長代理平沢勝栄君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。